

令和3年度 山梨地方最低賃金審議会
第2回山梨県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会 議事録（一部議事概要）

1 日 時：令和3年10月5日（火）午後1時27分～午後3時18分

2 場 所：山梨労働局 1階 大会議室

3 出席者：公益代表：伊藤委員、岡松委員、鷹野委員

労働者代表：雨宮委員、飯沼委員、櫻井委員

使用者代表：金井委員、川島委員

事務局：田村労働基準部長、太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）改正審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

それでは、定刻より若干早いですが、皆様おそろいのようなので、始めさせていただきます。

ただいまから、令和3年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、使用者側、内藤委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、鷹野部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

（鷹野部会長）

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かありましたらよろしく申し上げます。

（賃金室長）

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は、金額審議を行う会場についてでございます。

昨年度と同様に、本年度も公益委員と各側委員との金額折衝はこの会議室で行っていただきます。

各側の控室につきましては、労働者側は3階の相談室、使用者側は2階の相談室としております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が呼びに参りますので、よろしく願いいたします。

2点目は資料の説明です。

御手元に配布しております資料の1ページを御覧ください。

これは、10月1日に労働局がプレス発表いたしました、令和3年8月の労働市場の動きの資料となります。

有効求人倍率は、7か月ぶりの低下となっております。

次に5ページを御覧ください。

これは、全国における輸送用機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表となります。

山梨と同じ自動車・同附属品製造業の最低賃金が定められている府県につきましては、水色で色付けしてございます。

現在のところ、大阪、埼玉、兵庫、秋田の4府県で改正額が決定しております。

なお、この表は、輸送用機械器具等製造業関係の最低賃金の一覧表となりますので、自動車関係のほかにも船舶や建設機械が入っているケースや、逆に自動車部品が入っていないケースもありますので御留意ください。

説明は以上です。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(特になし。)

【議 事 (1) 改正審議】

(鷹野部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度は、昨年に引き続きまして、審議の効率化を図る観点から、労使双方

から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を簡単に表明していただきたいと思います。

まず、労働者側から、よろしく申し上げます。

(櫻井委員)

今年度の引上げ額につきまして、事前にお伝えしたとおり、21円という金額を提示させていただきました。

金額の根拠につきましては、数年前から、「誰でも1,000円」を目指して、定期的に引上げを行っていくこととしており、昨年も同様の金額の提示をさせていただいております。

1,000円との差額81円を残り4年間で上げるとして計算し、21円という金額を導き出しております。

これは、連合が提示するリビングウェッジ940円との差額でもあり、そういったところも根拠にしています。

基本的見解でも示しましたとおり、高卒初任給の金額といったものも、この21円の根拠の中に入っています。以上でございます。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

引き続きまして使用者側、よろしく申し上げます。

(川島委員)

私から説明させていただきます。

引上げ額として1円を提示させていただきました。

根拠としては、基本的見解で説明しましたとおり、厳しい環境下にあるので企業存続と雇用維持が優先であり、据え置きが妥当ではないかと考えたのですが、賃上げするということには賛成ですので、その意思を示すために1円という回答をしました。

1円の根拠としましては、前回いただきました審議資料の中の賃金改定状況調査結果第4表で、一般労働者の賃金上昇率が0.1パーセントとなっており、現在919円なので1円が妥当ではないかと考えます。

3番目としましては、地域別最賃の目安28円をベースにして考えてはいないということでございます。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

従来の例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝を行っていきたいと思います。

まず、労働者側と行うこととしておりますが、その前に公益委員内で調整したいと思います。

その前に、なにか、今の提示で、双方、御質問や御意見はございますか。

(労働者側委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

使用者側はどうですか

(使用者側委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

これから労働側、使用者側の順番で折衝を行っていく予定ですが、その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので時間をいただき、各側委員には控室で待機していただきたいと思います。

それでは、いったん専門部会の審議を中断いたしますのでよろしく願います。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

- 1 公益委員による事前打合せ
- 2 労働者側と折衝

(1) 公益委員見解

半導体不足や東南アジアの部品供給の滞りなどで、自動車産業は現状厳しいのではないかと印象がある。

労働者側が引上げ理由として主張する「1000円を目指す」やリビングウェッジでは使用者側を説得するのは難しいのではないかと。

特定最賃検討委員会の際にも議論されたように、もっと根拠に基づく客観的な数字が労働者側の主張には必要であると考えます。

(2) 労働者側の主張

連合山梨の規模計の春闘の引上げ率は1.67%で、この率からすると、15円程度となるが、これに昨年、ほぼ据え置きとなった分の一部を上乗せした金額としており、飛び抜けて高い数字ではない。

このままでは組織労働者と未組織労働者との間の賃金格差が広がってしまう。

既に金額が出ている他県の状況を見ると、地域別最賃の引上げと同レベルとなっている。山梨だけ取り残されるわけにはいかない。

山梨から高卒の新卒者が10%以上県外へ流出している。

3 使用者側と折衝

(1) 使用者側の主張

他県は上げているところもあるが、それは余力のある県であり、山梨はそのような状況にない。

1000円を目指すのはよいが、それは今ではない。会社がなくなってしまっては元も子もない。

(2) 公益委員見解

他県の状況を見ると、地域別最賃並みに引き上げているところもある。他県の状況を考慮すると、もう少し何とかならないものか。

(3) 使用者側の主張

半導体不足の影響で売上が減っている。小規模・零細企業はもっと厳しい。

1円以上の引上げも可能かもしれないが、本日は、これ以上の金額は持ち合わせていない。持ち帰って検討したい。

4 労働者側と折衝

(1) 公益委員見解

使用者側の主張を説明。金額の再検討を要請。

(2) 労働者側の主張

現状、これ以上の具体的な金額は出せない。

他県は、地域別最賃の引上げ額に近いので、他県の状況を確認し、根拠を精査して、改めて金額を示したい。

(3) 公益委員見解

労使双方、今回は、これ以上の歩み寄りの金額は示せないとのことであるので、次回までに再度検討いただきたい。

(以上で金額折衝を終了)

(鷹野部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしまして、金額及び考えを伺いました。

現時点におきましては、労使の主張にはまだ隔たりがあり、公益側としては、このまま審議を進めても進展が見込めないと思われますので、本日はここまでとし、一旦審議を終了したいと思えます。

次回、労使各側とも、今回の議論、主張を御検討いただきまして、二次案を御提示いただきたいと思います。

来週、10月12日、火曜日の第3回の審議の冒頭で、できれば、このような考えでいくらであると御提示いただきたいと思います。

今回は、双方で検討する時間もなかなかないと思えますので、金額を事前に提示いただく必要はありません。

次回、3回目の冒頭では、まず労働者側から、次に使用者側から金額と考え方を提示いただきたいと思います。

欲を言えば、考え方などをペーパーにさせていただけると、私たちも一回でわかりやすいので、ありがたいです。

提示いただいた後、それをもとに再度折衝させていただいて、公益案をまとめたいと思えます。

全会一致で答申ができれば幸いと考えておりまして、私たちもそれに向かって努力してまいりますので、労使とも御協力をお願いします。

以上を持ちまして本日の審議を終了いたしまして、議事の「その他」に入りたいと思えます。

労働者側、使用者側、それぞれ何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

公益、何かございますか。

(公益委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

ただいま、部会長からお話ございましたが、次回、第3回の専門部会は、

10月12日火曜日、午後1時30分から、ここ1階の大会議室で行いますので、お集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(鷹野部会長)

以上で、第2回専門部会を終了したいと思います。

本日の議事録の確認ですが、櫻井委員と川島委員にお願いします。

よろしくお願いいたします。

それでは、皆様お疲れさまでした。